

2009. 1. 15 / Vol. 24

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 24 号

目 次

[連載]

- 神辺 靖光 「学区の思想 (22)」…………… 2
田中 智子 「大阪府立商業学校の設立 (1)」…………… 3

[史料紹介]

- 富岡 勝 「一高資料 (2008年3月調査分) について (3)」 …… 4
鄭 賢珠 「第三高等中学校教頭松井直吉の活動 (2)」…………… 6

[文献史料紹介]

- 谷本 宗生 「木村小舟「遊学少年の行方」「私立学校の内幕」
『明治少年文化史話』童話春秋社、1951年」 …… 7

[書評]

- 佐喜本 愛 「河精太『東ヌプカウシヌプリ』青簡舎、2008年」 8

- ※ニュースレター総目次 (1号～24号) …………… 8

- [お知らせ]…………… 12

[連載]

学区の思想 (22)

神 辺 靖 光

学区には人材を広く選抜するための進学制度の基盤という含意があった。明治の学区制の先駆に幕末維新期の提言がある。二三の例をあげよう。

「米百俵」で有名な越後長岡藩参事・小林虎三郎は「文武百官学ばずして虚をなす」と官僚の無学、人材不足を憤慨して、都府の小学、郡県の小学、侯国の小学を日本全国に設け、そこから都の大学へ優秀児を進学させよと提案した(「興学私議」)。都府とはこの場合、江戸、京都、大阪。郡県は幕府の直轄地、即ち天領の郷村、侯国は大名領である。それぞれを進学的基础となる小学区とみなしている。

農学者としても著名な佐藤信淵は一千石の収穫地ごとに教育所を、二万石の地に小学校をたて、教育所→小学校→都の大学校という進学体系を構想した(「垂統秘録」)。

幕府医学館の教授・海保弁之助は幕府領内だけの構想であるが、郷村の郷校→都会の小学→都の大学という進学経路を提案した(「建言略」)。いずれも学校をたてる地域を特定し、小地域の下級学校から大地上の高級学校へと進学の道筋を示している。その地域は学校をたて、通学を促す学区に外ならない。

明治2年4月、新政府の公議所で漢土及第法の議論があった。人材抜擢を中国にまねよという趣旨である(「公議所日誌」)。これは言うまでもなく、隋・唐にはじまり、宋・明をへて清代に続いた科挙を指している。科挙は官吏登庸の試験で学問を目的とする学校とは違うが、小地域での試験(郷試)をへなければ大地上の高級試験(会試)を受けられないと言う点では小学→中学→大学という進学体系と変わらない。長い科挙の歴史では試験段階に変化があるが、基本的には郷試→会試であり、郷試は県を単位に行い、会試は州の都府で行うのが普通であった。県が郷試の小学区、州が会試の大学区とみなすことができる。

明治期に成立した町村の小学校、郡県の中等学校、地方数府県にまたがった高等学校、専門学校、さらに大地方の拠点にたてられた帝国大学・官立単科大学は学区の思想を下敷につくられたものであり、同時に初等→中等→高等教育への進学体系でもある。現今の市区町村立小学校・中学校(義務教育)→都道府県立高等学校→国立大学という図式も同じ発想から出たものと言えよう。

科挙は魏晋六朝時代の九品中正(推薦制)を廃し、学科による筆記試験の成績によって高級官吏を登庸するものであった。推薦の際、行われる最良の不正は古今、変わらない。六朝時代の豪族・貴族の世襲と専横を排し、官吏の公正な登庸を目指したのが科挙である。隋・唐は分立した諸国を倒し、大帝国をつくった。当然、大量の有能な官吏を必要とした。その官吏は世襲貴族ではなく、階層を無視し広く大衆の中から優秀な人材を発掘するものでなければならない。野に遺賢なしと言う思想のもとに科挙ははじめられたのであった。

明治維新も大名領国を廃して日本列島を領土とする一つの国家をつくった。ここでも当然、多くの優秀な官吏と学者・技術者を必要とした。そして世襲の公家、武家だけではなく広く人民の中から賢人を探そうとした。こうして一般人民に初等教育を開放すると同時に選抜機能を持たせた中等・高等教育機関の設置を押し進めた。全国の人民を洩れなく包み込む小学区、より広域の中学区、全国を大目に区切った大学区は如上の理想を推進するための有効な機構だったのである。

公正を旨とした科挙もカンニングがはびこり、無意味な出題も重なって疲弊した。科挙の試験は徹底した暗記主義(一部、対策という創作試験もあったが)であったから慣例を重んじる平和時の事務官には適したが、一たび変動が起ると対処できない。かくして科挙の弊害が叫ばれ1904年廃止された。

きびしい入学試験を重ね最高学府から国家公務員試験の難関をくぐり抜けた高級官僚が公金を操り、故意か錯誤か金銭出納を誤り、監査を怠り、あまつさえ自己保身

のための天下り先をつくる。広く民衆の中から選ばれたはずの国会議員が、何時の間にか世襲議員の巣窟になる。賢人一指導者を選ぶことはむずかしい（おわり）。

[連載]

大阪府立商業学校の設立（1）

田中 智子

これから数回にわたり、1885年3月14日に発足した府立大阪商業学校の設立過程を分析する。ここには、諸学校令発布以前、すなわち1880年代半ばにおける府県専門教育機関の管理や経費支弁をめぐる問題がよくあらわれており、文部省と大阪府、それぞれの認識やかけひきが興味深く感じられるからである。なお、史料面では、同第三巻史料編（二）〔1972〕所収の史料を用い、『大阪府教育百年史』第一巻概説編〔1973〕の記述をも参照する。

1880年11月1日、五代友厚ら大阪府下有志の醸金をもって、西区立売堀に商業講習所が開設された。「商業日常取扱ノ要領ハ勿論、広ク宇内各国ノ商則ヲ折衷シ、子弟ヘ講習」することを目的としていたが、翌1881年7月27日からは、大阪府が管理するところとなった。1884年10月20日、大阪府は文部省に「府立商業講習所設立方」を伺い出た。約3年の間管理してきたこの講習所を、この時期に改めて「府立商業講習所」として設立し直した意味はどこにあったのだろうか。

伺出に際し、大阪府は以下のように認識している。「当府商業講習所ハ……本府ニ於テ管理相成来候得共、種々事情も有之、未タ府立学校ト公称スベキ場合ニも不立至、然ル処本年一月文部省第一号ヲ以テ商業学校通則被相達候ニ付テハ、右通則ニ準拠シ、規則等編成致候間、此際府立商業講習所ニ御改相成候様致度、即文部卿ヘ御伺——ここから窺われるのは、管理しているだけでは「府立」と称することはできず、文部省より設置認可を得てはじめて「府立」と名乗り得るとの認識である。では、設置伺出の法的根拠を確認した上で、「府立」化以前の「管

理」とはどのような実態を指し、「府立」化することで何が変わったのかを検討してみよう。

1880年12月28日太政官布告第59号改正教育令第20条は、「公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」と定める。前年の教育令における規定、「公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」が改正されたものである。改正理由を文部省は次のように述べる。

理由 現行ノ令タル公立学校ノ設置廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経セシムルモノトス抑公立学校トハ官立私立ノ中間ニ位スル二種ノ学校ヲ指テ云フモノナリ其府県ニ於テ地方税其他府知事県令管スル所ノ費種ヲ以テ設立スルモノ之ヲ府県立ト云フ其町村人民ノ協力ヲ以テ設立スルモノ之ヲ町村立ト云フ其府県立ニ於テハ府知事県令恰モ其校主タルノ位地ニ在ルモノノ如シ而シテ現行ノ令ハ都テノ公立ヲ概括シテ之ヲ府知事県令ノ認可スルモノトセリ然ラハ則チ府県立ニ於テハ府知事県令自ラ之ヲ設立シ自ラ之ヲ認可スヘシト謂フカ如きものにして其理ニ協ハサル復タ弁スルニ足ラサルナリ今回ノ改正ニ於テハ同一公立ノ名称中ニ就キテ彼此ヲ甄別シ其甲ハ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ経セシム乙ハ之ヲシテ府知事県令ノ認可ヲ経セシム〔以下略〕

「公立」とは官立と私立の中間にある二種類の学校——府県立と町村立を指し、府県立とは地方税もしくは府知事県令の「管スル所ノ費種」により設立された学校で

ある、と定義している。すでに同年9月16日の文部省達第17号は、「地方税并ニ他ノ金種ヲ以テ府県ニ於テ設立セル公立学校ノ廃置」は文部省に開申することを定めていたが、改正教育令はこれを開申から認可のレベルに引き上げたものといえる。

翌1881年1月31日の文部省達第4号、府県立学校幼稚園書籍館等設置規則は、その施行細則にあたる法令である。第1条は、府県立学校を設置するときは、設置の目的・位置・学科学期課程試験法等・入学退学の規則休日授業料生徒心得生徒罰則寄宿舎規則等・学校長教員所教員等職務心得及其人員俸額・敷地建物の略図坪数及其所有の区別・経費収入支出及其細目、以上七項目を伺い出、名称・教科用書及器械・生徒の概数・学校長履歴教員学力及履歴、以上四項目を開申せよ、と定めている。ただし、すでに設置していた府県立学校は、これらの事項を開申すればよいとされている。なお第8条は、府県立学校等は地方税をもって設置するのを常とするが、府知事県令の管掌に関わる別種の資金をもって設置することもあると注記している。

少々長くなったが、府県立学校の設置に関しては以上のような法令が存在していた。大阪府がその「管理」する商業講習所について、文部省に対しどのような措置を採らねばならないことになるのかを後に検討しよう。

では一方で、商業講習所を大阪府が「管理」してきたという、その実態はどのようなものであったのかをみていこう。

まず、1881年7月に有志が大阪府に「管理」を委ねたという経緯であるが、それは「発起者ノ願意」であり「有志者私立ノ名義ニテハ諸事取纏上甚タ困難之廉モ有之」と述べられている。発起人は、府において永久維持の方法をきめてほしいと請願したといい、引き渡しを受けた府学務課は、江戸堀の旧府会議事堂内に移転させて規模を拡大した。翌年1月には勸業課の管轄となり、住友の伊庭貞剛を所長に迎えて、校則を整えている。確証はないが、定員、学科、学期、課程、試験法、入退学規則、入学金、授業料といった記載事項は、1月に公布された府県立学校幼稚園書籍館等設置規則を意識して制定されたようにも思われる。

次に財政面であるが、前述のように、講習所は民間有志の寄付により維持されていた。しかし「府下屈指老練之商家中俚今日ノ時勢ニ疎ク、只管商業ハ実地ノ熟練ニ止リ、学問ヲ以テ教習スヘカラサルモノト心得、動くモスレハ子弟ノ入学ヲ阻防」する状況にあり、醸金も減少していた。府は1882年度より、地方税により支弁することを考え、議会に予算案を上程した。(以下続く)

[史料紹介]

一高資料（2008年3月調査分）について（3）

富岡 勝

前号より、第一高等中学校生徒から木下広次校長宛の二つの意見書を紹介している。前号でとり上げたのが、史料1（安達峰一郎（仏法科2年生）「業ヲ卒へ第一高等中学校ヲ去ルニ際シ聊カ在学中ノ感想ヲ述ベテ校長木下博士ニ呈スル書」（1889年6月頃の執筆か）であった。卒業を目前にした安達は、「生徒ノ自治能力発達ノ程度」を計り、それに適した寄宿舎制度を採用することを求め、高等中学校の寄宿舎には自治制度を

採用するべきであるとの意見を出した。

木下校長は、この提言を真面目に受け止め、直ちに生徒たちに寄宿舎についての意見を求めた。これに対して予科2級の生徒達は、6月26日に代表を選出して話し合い、その結果を返答した。こうした経過を、今回紹介する史料2（田原豊（英予科2級生徒総代）「意見書」（1889年7月2日））である。

田原の意見書の冒頭には次のように書かれている。

これにより、上記のような経過を確認することができる。

曩者忝ク下間ヲ賜ハリ寄宿舎ノ事ニ付キ私見ヲ述フルコトヲ得セシム某等石オト雖モ已ニ本校ノ席末ニ加ハル其利害得失ノ関スル所豈ニ黙ニ付ス可ケンヤ乃チ不敏ヲ顧ミス敢テ二三奉答スル所アリキ然レトモ事少シク草卒ニ出テ未タ深く本級生徒ノ意見ヲ聞クニ暇アラサリシヲ以テ他日ヲ待テ更ニ上申センコトヲ期シタリ即チ去月廿六日ヲ以テ各組ヨリ委員二名ヲ選ビ其組ノ意見ヲ代表セシメ審議討論ノ末從來ノ規則ニ改正ヲ加フ可キ者若干ヲ得タリ

田原たち予科2級生徒たちが木下に求めたのは、舎監の権限を縮小し、寄宿舎の生活面に関する舎監の取締りを廃止することであった。木下も、寄宿舎生による自治の仕組みをつくることを奨励する姿勢をとっていたらしい。そして、田原たちが討論の結果木下に提案したのは、生徒から選挙された参事員による「参事会」を設け、生徒への監督や処罰に関しては「参事会」が決定するというものであった。こうしたことが以下の部分から知ることができる。

伏シテ惟ヒミルニ閣下公明正大ノ主意ヲ以テ可成生徒自治ノ方法ヲ設クヘキコトヲ奨諭セラレタリキ某等ハ閣下ノ主意ヲ奉戴シテ茲ニ本校ニテ参事会ナル者ヲ設ケ参事員ヲ生徒ノ中ヨリ選挙シテ此会ニ生徒ヲ監督賞罰スルノ大権ヲ執ラシメント欲ス

ただし、「参事会」は教員による歯止めも用意されていた。幹事教員の認可を得て初めて参事会の決定が実行されるということになっていた。

其罰ヲ生徒ニ加フルノ方法ハ犯罪人ノ有ル時ニ当リ之ヲ本会ノ議ニ付シ本会ニテ其ノ所分ヲ討論シ罰則ニ照シテ其当ル所ニ由テ其罰ヲ定メ更ニ幹事ノ認可ヲ得テ而ル後之ヲ犯罪者ニ加フ可シ此ノ如クセハ其罰ノ公平ナルハ勿論賞罰ノ権ヲ濫用スルヲ拒キ随テ生徒ノ不平ヲ生スルコトモ無カル可

シ

参事員の選挙方法は次のように、1学年より2名、合計10名が定数とされ、1学期ごとに改選を行うという構想であった。また幹事教員が議長をつとめ、生徒の意見が暴走することを防止する仕組みであった。

今其組織ヲ略言センニ参事員ノ定数ヲ十名ト定メ一学年級ヨリ二人ヲ選挙シ一学期毎ニ其改選ヲ行ヒ或ハ人望ノ帰スル所ニ由テ再撰或ハ三撰ヲ許ス可シ而シテ本校幹事ノ中一人ヲ推選シテ其議長ニ充テ且ツ議場取締ノ権ヲ委ス此レ某等ノ最モ意ヲ注キシ所ニシテ議長モ亦生徒ノ中ヨリ選挙スルハ無論某等ノ欲スル所ナレトモ斯クノ如クスレハ生徒ノ権重キニ過クルヲ恐ル、ノミ以テナリ加之本会議決モ幹事ノ認可ヲ経サル中ハ無効トシ認可ヲ経テ初メテ之ヲ公ニスルヲ得ルトスルカ故ニ其制ハ即チ自治ナリト雖モ而モ大権生徒ニ編重シテ自分勝手ノ議決ヲ爲スカ如キ患ハ万アル可カラサルナリ

この構想は、生徒側だけの感情だけでなく、学校側の立場も理解しながら実現可能な自治制度を模索しようとしたものであり、安達の提案や木下の期待に応えた動きであったといえる。

前回と今回の2史料によって、第一高等中学校における寄宿舎自治制が、生徒と木下校長との間の意見交流によって次第に実現されていったプロセスの一部を知ることができたように思う。

この2史料を手がかりとして、今後、ほかの史料への分析も進め、先行研究の成果とも結びつけながら、1889年から1890年にかけて第一高等中学校の寄宿舎自治制が確立していった経緯を明らかにし、その意味を考察していきたい。

[史料紹介]

第三高等中学校教頭松井直吉の活動(2)

鄭 賢 珠

松井直吉は第三高等中学校に赴任して教頭を兼任したのが、1887年4月22日で、第三高等中学校年報によると、初出張は5月14日学校長折田彦市、幹事平山太郎とともに京都府を出張したことだ。学校移転関連であつただろう。

その後の出張記録は次の通りである。

1887年6月19日ヨリ十日間教頭松井直吉京都府尋常中学校視察トシテ同地ニ出張ス

1888年2月7日三重滋賀岐阜三県尋常中学校視察ノ為メ教諭松井直吉同地ニ出張ス

1888年5月21日和歌山県尋常中学校視察ノ為メ教諭松井直吉同地ニ出張ス

1888年6月2日高知県尋常中学校視察ノ為メ教諭松井直吉同地ニ出張ス

1888年7月11日教務上諮詢ノ為メ文部省ノ召ニ応シ教頭松井直吉上京ス

1889年3月6日教諭松井直吉尋常中学校視察ノ為メ兵庫岡山鳥取島根四県ニ出張シ同月廿日帰校ス

1889年7月15日教頭松井直吉東上シ教頭会議ニ臨ミ越テ八月五日帰任ス

1889年12月2日教諭松井直吉広島愛媛両県尋常中学校ニ出張シ同月十四日帰校ス

1890年3月17日教諭兼教頭松井直吉徳島県尋常中学校出張(21日帰校)

松井が帝国大学教授になる1890年6月まで第三高等中学校設置区域内のさまざまな尋常中学校を視察することし、文部省召集によって定期的の上京していることがわかる。

①教頭会議への参加のための出張は7月である(夏期休業中、教授上の事に関する諮問)。

②2, 3, 5, 6, 12月に尋常中学校へ視察。

③徳島と愛媛に行ったこと、奈良に行かなかった。

尋常中学校への視察は、前号で紹介した教頭会議の上申書にも「巡視ノ件」としてあげられている。

興味深いのは、この視察が尋常中学校側からの要請でもあったことである(「区域内尋常中学校長会議決条件届」『明治二十二年文部省上申開申届類原稿第貳号』)。

1889年の三高区域内各尋常中学校長会議は4月16日から20日まで開かれ、その場で議決されたのが学校代理の第三高等中学校教諭松井によって文部大臣榎本武揚に報告されている。

第一項 当校ヨリ区域内各尋常中学校ニ対シ一定ノ標準ヲ示シ而シテ其標準ニ称タル学校ノ卒業生徒ハ試験ヲ須キス当校本科ニ入学セシムルコト但第二外国語ヲ欠ケル場合ニ於テハ予科第二級ニ編入スルコト

第二項 区域内尋常中学校現時ノ卒業生徒ハ本年ニ限り該尋常中学校長ノ保証アル者ハ試験ヲ須キス当校予科第二級ニ編入シ其保証ナキ者ハ同第三級ニ編入スルコト尤モ尚高級ニ志願スル者ハ試験ノ上之ヲ許スコト

第三項 区域内各地ニ在リテ当校ニ入学区志願スル者ノ為メニ当校ヨリ問題ヲ送付シ該地方庁ニ試験ヲ委託スルコト

第四項 明年ニ於テモ区域内各尋常中学校長ヲ当校ニ会同スルコト及其帰路成ルヘク同校医学部ヘ立寄り參觀スルコト

第五項 毎年一回当校ヨリ区域内各尋常中学校ヲ巡視スルコト

第六項 当校ノ教科用書ニ変動アル毎ニ必区域内各尋常中学校ヘ通知スルコト及各尋常中学校ノ試験問題ヲ当校ヘ送付スルコト

此他会同諸員ヨリ二三件ノ請求アリタレドモ決定ニ至ラサリシヲ以テ之ヲ略ス

ここでは、1~3, 6のように試験に関する部分の他に、

尋常中学校長の会同と高等中学校による尋常中学校への視察によって連携を図ろうとした姿勢が明記されている。この要請に応じているかのように、第三高等中学校関係者、特に先述したように教頭の設置区域内尋常中学校へ

の出張は頻繁に見られる。ここで、疑問になるのは、①実際の視察内容、②教頭と他教職員の出張目的の違いの有無、③尋常中学校と高等中学校との連携方式の推移などである。次号では、この問題に絞って考えてみたい。

[文献史料の紹介]

木村小舟「遊学少年の行方」「私立学校の内幕」 『明治少年文化史話』童話春秋社、1951年

谷本 宗生

著者の木村小舟（きむらしょうゆう：1881～1955年）は、児童文学作家・研究者として知られる人物である。博文館で『少年世界』など児童雑誌の編集に携わりながら、自らも科学物、美術史などの著作を残した。木村は初め昆虫学を志して名和昆虫研究所（岐阜）に入るが、巖谷小波を頼り上京したという経歴を有する。

以前から木村小舟の『明治少年文化史話』は欲しい1冊であったが、苦学生を自認する筆者にはなかなか高額ゆえ躊躇していた。今回ようやく、古書店（あきつ書店）から念願の同上書を購入できた。木村の同上書は、学校篇・公益篇・趣味篇の3篇から大きく構成され、それぞれの篇に12話ずつあり計36の話から出来ている。とくに今回は、「学校篇」の「遊学少年の行方」（其五）と「私立学校の内幕」（其六）の記述について紹介したい。

「東京への遊学」について、木村は次のように述べている。「自分のみではなく、村の人々さえが、「君のような学問の出来る人は、肥桶担いで田舎の土に埋まるのは惜しいものだ」と、無責任の勧告をするし、日々の新聞や月々の雑誌の広告面には、手を差し出して招かんばかりに、各種の私立学校、塾、学会などが、成功の冠を与えるように、誇大の学生募集を競う有様、それこそ棚の牡丹餅を受け取るが如く、何でも彼でも、東京え行きさえすれば、成功の道は必ず啓かれるものと、寝ても覚めても、只この事以外に思う所は無かつた。」（其五、53頁）

上京後の「下宿」についても、「殆どその大部分が、あらゆる商売に失敗を重ねたゴロ仲間か、又はその内妻の

副業とて、所謂箸にも棒にもかからぬ輩」（其六、68頁）など「営利一点張の商売なので、これを良心的に見て、甚だ信を置き難く、純真無垢なる田舎出の少年を毒する者が多く…何時ともなしに、同宿の不良分子に誘惑せられ、所謂朱に交われれば赤く成るの譬に漏れず、果は学業を怠つて遊樂の巷に走り、屢々学校を変転して場面を糊塗し、父兄を欺いて巨額の学資—実は遊蕩費を送達させ、かくして数年を重ねて一業のその身に着くるなく、はじめ上京時に期したる立志成功の希望も、何所ともなく消し飛ん」（其五、55～56頁）でしまうと注意喚起している。

苦学生らが上京後、どのような活路を求めたかについては次のとおり述べている。「例えば殆ど全く身寄りのない者は、一時生活の方便として、或は新聞配りに、牛乳配達に、または新聞の売子になつて、懸命に稼いだもので、兎も角も飢餓に陥る心配は無かつた。そして更に伝手を求めて、医師、弁護士（当時代言人と呼ばれた）などの家に、学僕となつて住込み、日中は玄関子の本務、即ち、来客の取次、書類の整理、簡単なる返書の代筆、令息令嬢の学校の送迎、使い走りから、時にはお三どん代りの拭き掃除まで、かくて、夜間は、附近の私塾に通うのである」（其五、54頁）いっぽう、「人も羨む多額の財を擁して、学費の支弁に毫も介意せぬ、俗にいう「お金持のお坊ちゃん」は、最初から下宿生活に入つたり、或は親戚知人の家に寄宿して、毎日時間通りに、志望する学校に通つた」という。

[書評]

河精太 『東ヌプカウシヌプリ』 青簡舎 2008年

佐喜本 愛

今回は、いわゆる研究書ではないが、一冊の本を紹介させていただきたいと思う。河精太作『東ヌプカウシヌプリ』（青簡舎2008年）である。

作者は1928年、北海道士幌町に生まれ育ち、幼年学校へ進み敗戦を迎え、戦後は教師となり高等学校の校長を勤められた人物である。本著は戦前の北海道を舞台とした自伝風の小説である。小説最後は特攻隊となりながら出撃できず帰郷した複雑さ、戦死した父が書き残した手帳でまとめられ、太平洋戦争の重さを語りかけているが、小説全体をとおして戦争のにおいは特段強調されていない。何気ない親子関係、友人関係、そして地主との力関係…、北海道独特の、そしてある意味どこにでもある日常生活が北海道の大自然の描写とともにやわらかく、描かれている。

しかし、結末を読み終わる以前に、確実に戦争が絡ん

でくる当時の日常の有り様が、心に深く響いてくる。苦しいながらも親も子どもも毎日毎日生きていた、気がついたら戦争がそこにあった…一つの側面ではあるが、その空気が伝わってくる作品であった。教育勅語、奉安殿、修身教科書、愛国行進曲…これらが象徴する戦時下の教育は本研究会とは直接関係ないが、制度といった表にでてくる変化の裏で、奥で起こっている人々の価値観の変化、適応のしかたを分析していくに際して、確実に人はそこで生活し、生きていたんだということを改めて考えさせられた一冊であった。

なお、ご関心がある方はご連絡いただければお送りさせていただきます。

※ ニューズレター総目次（創刊号～24号）

<1号>

1880年代教育史研究会の発足とニューズレター創刊にあたって／荒井明夫文責

1880年代教育史研究会代表中野実さんの逝去によせて／荒井明夫文責

第1回研究会報告／谷本宗生、小宮山道夫
中野実さん追悼／小宮山道夫、谷本宗生、富岡勝、荒井明夫

<2号>

学区の思想／神辺靖光

第二回例会を終えて—高等学校研究における課題—／谷本宗生

1880年代の時期区分／田中智子

1886（明治19）年勅令15号「中学校令」の成立過程について／荒井明夫

1880年代教育史研究会」第2回例会報告／荒井明夫

<3号>

高等学校の役割・機能について／谷本宗生
学区の思想（承前）／神辺靖光

1880年代教育史像再構築の試み（1）—1886年「中学校令」の謎から／荒井明夫

第2回例会蛇足／小宮山道夫

国立国会図書館近代デジタルライブラリーの

<4号>

『明治天皇紀』とその史料（1）／福井淳

外国人教員雇用態勢にみる第三高等学校前身校の1880年代／田中智子

1880年代の学校生活についての関心／富岡勝

佐藤秀夫先生のご逝去を悼み、謹んで御冥福をお祈り申し上げます／荒井明夫

活用／富岡勝	
<p><5号></p> <p>『明治天皇紀』を読んでみて(1)／谷本宗生 学区の思想(3)／神辺靖光</p> <p>第三高等中学校の実像から 1880年代中等・高等教育史像を探る—自己紹介と今までの研究経緯—／巖平</p> <p>故佐藤秀夫会員の思い出／谷本宗生 第四回研究会開催のお知らせ／小宮山道夫</p>	<p><6号></p> <p>尋常中学校から高等中学校への連絡問題—設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に—(その1)／巖平</p> <p>学区の思想(4)／神辺靖光</p> <p>『明治天皇紀』とその史料(2)／福井淳</p> <p>1880年代教育史像再構築の試み(2)—土屋忠雄『明治十年代の教育政策』を再読する—／荒井明夫</p>
<p><7号></p> <p>学区の思想(5)／神辺靖光</p> <p>尋常中学校から高等中学校への連絡問題—設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に—(その2)／巖平</p> <p>1880年代の専門教育を考える—広島大会報告関連—／小宮山道夫</p> <p>第一高等中学校と設置区域内の尋常中学校・私立学校との連絡について／谷本宗生 第5回例会(於京都)の報告／富岡勝</p>	<p><8号></p> <p>学区の思想(6)／神辺靖光</p> <p>尋常中学校から高等中学校への連絡問題—設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に—(その3)／巖平</p> <p>近代日本教育行政の人事体制／鄭賢珠</p> <p>中野実『近代日本大学制度の成立』によせて—森像の形成と史料解釈／田中智子</p> <p>第五高等中学校ニ於テ生徒姿勢ノ標準ヲ定ム／谷本宗生</p> <p>第二高等中学校医学部関係資料調査記録／小宮山道夫</p> <p>尋常中学校における校友会について(1)／富岡勝</p> <p>仙台大会での協議事項(谷本)</p>
<p><9号></p> <p>学区の思想(7)／神辺靖光</p> <p>尋常中学校から高等中学校への連絡問題—設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に—(最終回)／巖平</p> <p>第8〔7〕回 1880年代教育史研究会研究会報告／佐喜本愛</p> <p>尋常中学校における校友会について(2)／富岡勝</p> <p>三高作業グループ第1回会合報告／鄭賢珠</p> <p>「教育史研究用カードノート」の試み／富岡勝</p>	<p><10号></p> <p>学区の思想(8)／神辺靖光</p> <p>第四高等中学校設立を支えたものの思い／谷本宗生</p> <p>文部省高等官の学歴／鄭賢珠</p> <p>1880年代教育史研究 本年の課題 中等・高等教育の Articulation としてみた高等中学校／神辺靖光</p> <p>尋常中学校における校友会について(3)／富岡勝</p>
<p><11号></p>	<p><12号></p>

<p>門馬尚経について／福井淳 学区の思想（9）／神辺靖光 第8回研究会特集／鄭賢珠 第三高等中学校設置問題再考—官立学校と府 県—／田中智子 高等中学校はなぜ設立されたのか／神辺靖光 「風紀問題における高等中学校と尋常中学校 との連絡」をふりかえって／富岡勝 第三高等中学校職員の人的構成／鄭賢珠 成田龍一「都市空間と『故郷』」と山田弘之「高 等商業学校におけるビジネスマン養成」／谷本 宗生 大阪中学校から大学分校への改組まで何が起 こったのか／巖平</p>	<p>二高研究の現状と課題に関する報告を振り返っ て／小宮山道夫 学区の思想（10）／神辺靖光 第9回研究会特集／小宮山道夫 『佐賀新聞』にみる佐賀県と第五高等中学校のか かわり／佐喜本愛 第四高等中学校存立の動きについて／谷本宗生 コロキウムテーマと私の研究／富岡勝 高等「中学校」制度の意味／田中智子 「主務省ト協議」過程はいかに—田中報告に関連 して—／鄭賢珠 [お知らせ]教育史学会コロキウム開設の申し込 みについて／富岡勝</p>
<p><13号> 兵式体操について（研究ノート1）／佐喜本愛 学区の思想（11）／神辺靖光 尋常中学校における校友会について（4）／富 岡勝 折田彦市のアメリカ留学体験記（1）／巖平 第10回研究会総括／谷本宗生 第三・第四高等中学校設置問題検討の意義／田 中智子 高等中学校設立にいたる背景／谷本宗生 高等中学校関係文書／鄭賢珠</p>	<p><14号> 旧制高等学校記念館夏期教育セミナーについて ／富岡勝 学区の思想（12）／神辺靖光 折田彦市のアメリカ留学体験記（2）／巖平 東京大学予備門試業問題（1878年度）／谷本宗生 コロキウム開催報告（教育史学会第49回大会・ 東北大学）／富岡勝</p>
<p><15号> 第四高等中学校医学部薬学科の設置について ／谷本宗生 第五高等中学校と地元関係者との接点／佐喜 本愛 学区の思想（13）／神辺靖光 折田の渡米とフルベッキ—折田彦市のアメリ カ体験記（3）／巖平 「高等中学校経費各県分担額ノ義内申」／小宮 山道夫 第11回研究会総括／鄭賢珠 1880年代における京都府下医学教育体制の再</p>	<p><16号> 金沢の高等中学校誘致の背景・事情について—先 行研究から考える—／谷本宗生 学区の思想（14）／神辺靖光 京都大会をふりかえって／富岡勝 一九〇〇年代における文部省人事体制の転換／ 鄭賢珠 第一高等中学校関係史料調査の報告と調査を通 じて考えた仮説／富岡勝 同志社「準官立」化問題—徴兵令との関わりから —／田中智子</p>

<p>編成—キリスト教医学校構想をめぐる力学— ／田中智子</p> <p>山口高等中学校における“学友会”の活動について／富岡勝</p>	
<p><17号></p> <p>文部少輔九鬼隆一の新潟県での学事演説を巡って／福井淳</p> <p>中村尚史「工業化資金の調達と地方官～日本鉄道会社の東北延線と岩手県～（高村直助編『明治前期の日本経済資本主義への道』日本経済評論社、2004年）／谷本宗生</p> <p>学区の思想（15）／神辺靖光</p> <p>第五高等中学校関係史料紹介—（1）高等中学校の修学旅行について—／佐喜本愛</p> <p>尋常中学校における校友会について（5）／富岡勝</p> <p>東京大会概要／谷本宗生</p> <p>「準官立」問題の生成と展開／田中智子</p>	<p><18号></p> <p>学区の思想（16）／神辺靖光</p> <p>濱尾新による第五高等中学校開校式演説／谷本宗生</p> <p>ある文部官僚の当用日記／鄭賢珠</p> <p>京都大会（2007年3月3日～4日）概要／佐喜本愛</p> <p>京都大会の感想まで／谷本宗生</p> <p>第五高等中学校の修学旅行報告について／佐喜本愛</p> <p>第三高等中学校医学部設置問題／田中智子</p> <p>尋常中学校における校友会組織の成立に関する考察／富岡勝</p>
<p><19号></p> <p>学区の思想（17）／神辺靖光</p> <p>佐々友房濟々巒校長の演説／谷本宗生</p> <p>大正・昭和前期における文部省機構（1）／鄭賢珠</p> <p>三高前身校の移転候補地／田中智子</p> <p>濟々巒と高等中学校（1）／富岡勝</p> <p>熊本大会（9月3～4日）の概要／谷本宗生</p> <p>九州学院にみる地方の「大学」構想／佐喜本愛</p> <p>官立学校誘致問題の生成と変容—1880年代から1890年代へ—／田中智子</p>	<p><20号></p> <p>学区の思想（18）／神辺靖光</p> <p>近代日本の官立高等教育機関の設置について：試論／谷本宗生</p> <p>尋常中学校から高等学校への接続と校友会（1）／富岡勝</p> <p>東書文庫久保田讓旧蔵文書について／田中智子</p> <p>※ 東書文庫久保田讓関係〔カ〕史料目録</p> <p>東書文庫明治廿三年久保田讓視察報告書／鄭賢珠</p> <p>肥後育英会設立趣旨書並会則／佐喜本愛</p>
<p><21号></p> <p>学区の思想（19）／神辺靖光</p> <p>メーチニコフ「東京外国語学校の思い出」（1885年）を読んで／谷本宗生</p> <p>第五高等中学校の修学旅行2／佐喜本愛</p> <p>寺田勇吉経歴談／鄭賢珠</p> <p>東京大会（3月14～15日）の概要／谷本宗生</p> <p>東京大会—高関係史料調査報告（田中・富岡班）</p>	<p><22号></p> <p>学区の思想（20）／神辺靖光</p> <p>聯合府県立学校設立構想の背景—府県内の動向・その手がかり—／谷本宗生</p> <p>熊本大会（6月6～7日）の概要／小宮山道夫</p> <p>1883年徴兵令改正と中等教育—熊本を事例として—／佐喜本愛</p> <p>一高資料（2008年3月調査分）について（1）／</p>

<p>／富岡勝 東京府尋常中学校における校友会の成立／富岡勝 第二高等中学校の地方税支弁負担議論と法規上の不整合問題について／小宮山道夫 1870年代における「官立学校」概念の変遷／田中智子</p>	<p>富岡勝 高等学校長会資料について／鄭賢珠 第三高等中学校大阪理科分校考—鹿児島県中学造士館職員の巡視記録による—田中智子</p>
<p><23号> 学区の思想(21)／神辺靖光 明治初め頃の東京の生活ぶり—桑茶の植え付け・蓮の実採り・兎飼育—／谷本宗生 第三高等中学校教頭松井直吉の活動(1)／鄭賢珠 東京大会(8月1日～2日)の記録・感想／谷本宗生 一高資料(2008年3月調査分)について(2)／富岡勝 中野実氏と1880年代教育史研究会—研究会の歴史と氏の業績—／田中智子 ※ 1880年代教育史研究会の7年</p>	<p><24号> 学区の思想(22)／神辺靖光 大阪府立商業学校の設立(1)／田中智子 一高資料(2008年3月調査分)について(3)／富岡勝 第三高等中学校教頭松井直吉の活動(2)／鄭賢珠 木村小舟「遊学少年の行方」「私立学校の内幕」『明治少年文化史話』童話春秋社、1951年／谷本宗生 河精太『東ヌプカウシヌプリ』青簡舎、2008年／佐喜本愛 ニューズレター総目次(1号～24号)</p>

[お知らせ]

- ・明けておめでとうございます。研究会も8年目の活動に入りますね。前回に続き、今までの研究会活動を振り返る一環としてニューズレターの目次を収録しました。田中さん、ありがとうございます。(鄭)
- ・次回研究会は、2月27日に東京で開催される予定です。詳しくはメールで案内します。(富岡)
- ・ニューズレター25号の締切日は、2009年3月31日(火曜日)です。よろしくお願いたします。(鄭)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第24号 2009年1月15日発行	
<研究会連絡先> 富岡勝 「1880年代教育史研究会」事務局 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室 気付 e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp	
<HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/	
<原稿送付先> 鄭賢珠 〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-26 田中関田団地1-205 E-mail: hyunjjung4@hotmail.com	

